

### 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ノートPC購入		
年 月 日	令和7年6月24日	金 額	89,540 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 注文履歴 クレジットカード明細 通帳コピー 参照  補記:令和7年6月PCのリース期間終了に伴い、新たに購入	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	179,080 円	1/2 %	89,540 円

# 入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座



(全22件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 XE

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	XE
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
003	2025年08月12日分	528,768円		■■■■	出金	アマゾン*	[編集]
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■
■	■■■■	■	■■■■	■■■■	■	■■■■	■

10月17日 17時00分時点

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

# ご利用代金明細書

1 / 8 ページ

TEL: 0120-010120  
03-6625-9100

良知 駿一 様

明細書作成日 (締め日)  
2025年7月18日

インボイス制度のご案内は  
最終ページになります。  
登録番号T8700150009366

前回締め日金額	お支払い/ご入金・ 調整金額	新規ご利用金額 (含利息)	=	今回締め日金額	今回ご請求金額 (円)
		528,768		528,768	528,768
				今回締め日時点での ご利用残高の金額	

お支払日  
2025年8月12日

明細書作成対象期間 2025年6月19日から2025年7月18日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
-------	-----------	----------

今月ご利用額 良知 駿一 様

.....  
会員番号

ご請求金額	528,768円
決済日	2025年8月12日
決済金融機関	
口座番号	

住所、電話番号等の  
変更は、本明細書の  
右上にあるメンバ  
シップ・サービス  
センターまでお電話  
下さい。

尚、銀行振込の場合  
には振込人氏名欄に  
会員番号とお名前を  
必ずご記入下さい。



上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていただきます。

良知 駿一 様



# ご利用代金明細書

2 / 8 ページ

良知 駿一 様

会員番号

明細書作成日 (締め日)  
2025年7月18日

ご利用明細 ご利用金額(外貨) ご利用金額(円)

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)

6月24日 MICROSOFT JAPAN CO., LTD.  
通信/インターネットサービス

179,080

## ◆ お振込先について

何らかの都合で口座振替ができなかった場合は、下記銀行口座にお振込みください。お振込みの際は振込人名欄に必ず会員番号と基本カード会員名をご入力ください。

振込先: みずほ銀行 六本木支店 普通預金口座2110521 口座名義:アメリカンエクスプレスインターナショナルインコーポレイテッド

◆ 外貨建てで生じたカード利用代金等については、当社におけるカード利用代金等の処理日に円換算しました。カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算しました。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算しました。別途会員規約にてご同意頂いている通り、法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、円換算に際しては、American Express Exposure Management Ltd. が日本国外で所有し管理するアメリカン・エクスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた（ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。）換算レートを使用しました。この外貨取扱手数料はAmerican Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用代金等がアメリカン・エクスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定したものです。

## ◆ 明細書1ページ目の上記記載の用語説明

「前回締め日金額」 前回の締め日時点のご利用代金等の残高です。「お支払い/ご入金・調整金額」 前回締め日の翌日から今回締め日までにお支払いいただいた金額。取消伝票や修正金額がある場合はその金額も含まれます。「新規ご利用金額(含分割・手数料)」 前回締め日の翌日から今回締め日までの期間に、弊社が受領した「売上票」の合計金額(手数料を含む)。但し海外でのご利用分については、円に換算した金額をもってご利用金額とします。「今回締め日金額」 今回締め日時点でのご利用残高の金額。前回締め日金額 - お支払い/ご入金・調整金額 + 新規ご利用金額 + その他ご請求分の合計金額により計算されます。「今回ご請求金額」 今回お支払いいただく金額。「今回締め日金額」に紛議中(調査中)のご利用分が含まれる場合は、「今回締め日金額」から、それらを除く金額となります。



# ご利用代金明細書

5 / 8 ページ

良知 駿一 様

会員番号

明細書作成日 (締め日)  
2025年7月18日

ご利用明細

ご利用金額(外貨)

ご利用金額(円)

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[Redacted Table Content]		

今回ご利用・ご請求金額合計

528,768

日本マイクロソフト株式会社 (登録番号 T2010401092245)

RS Rachi Shunichi

2025年6月24日

🏠 アカウント

👤 あなたの情報

📄 サブスクリプション

📺 デバイス

🛡️ セキュリティ

🔒 プライバシー

🛒 注文履歴

💰 支払いオプション

📍 アドレスブック



Surface Laptop, Copilot+ PC, 13 インチ - Snapdragon®  
X Plus (8 コア),オーシャン グリーン,16 GB RAM,512 GB  
SSD  
¥162,800

¥179,080 の合計

によるお支払い

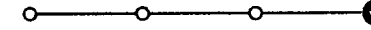
配送の詳細

良知 駿一  
細江町中川7172-698, ラトゥール 101  
浜松市北区, shizuokaken, 4311304  
JP

関連リンク: [注文詳細の印刷](#) デバイスの状態を表示する 注文のヘルプ

配送済み

日付: 6月26日  
CEVA - 363501254815



配送を追跡する

税の請求書

詳細の非表示 ^

請求の詳細

小計 (10% 課税対象)	¥162,800
配送	¥0
税額 (税率 10%)	¥16,280

合計金額 (税 10% を含む) ¥179,080

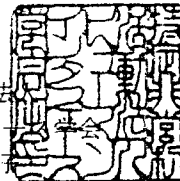
支払い方法



2025年 12月 19日

## 領 収 書

良知 駿一 様

特定非営利活動法人  
ヒューマンインタフェース学会  
会長：木村 朝夫〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93  
京都リサーチパーク 6号館 3階  
TEL:075-315-8475 FAX:075-326-1332  
登録番号：T7130005005966

¥ 8,000

但し、 2026 年度学会費(不課税)

上記金額 正に領収いたしました。

Human  
Interface  
Society

2025年12月19日

良知 駿一 様

特定非営利活動法人

ヒューマンインタフェース学会  
事務局〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93  
KRP (Kyoto Research Park) 6号館 3階  
TEL:075-315-8475

## 書類送付の御案内

拝啓 日頃よりヒューマンインタフェース学会の活動に格別のご高配を賜り  
誠にありがとうございます。

下記の書類を同封いたしますので、よろしくお取り計らい願います。 敬具

送付書類： 請求書 納品書 見積書 領収書 その他

2026 年学会費領収書をお送りいたします。

## 振込・振替取引の照会

振込先を登録する場合は、「振込先の登録」ボタンを押して下さい。  
お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押して下さい。

## | 処理状況

処理済み

受付番号 [REDACTED] 受付日時 2025年12月13日 12時02分 取引方法 ブラウザ

## | 取引内容

引落口座 [REDACTED]

金融機関名 ミツバシ-バンク

支店名 ニナガサキ

科目 普通預金

口座番号 3566234

振込・振替先口座

受取人名 トビヒ-マンインター-スカ-ツカイ

金額 8,000円

引落合計金額 8,165円 (税込手数料165円)

指定日 12月13日

振込依頼人名 マチシ-ン

振込先の登録

取消確認

戻る

# ヒューマンインタフェース学会定款

2018年6月15日施行

## 第1章 総則

第1条 本法人は、特定非営利活動法人ヒューマンインタフェース学会と称する。英語表記をHuman Interface Societyとする。

第2条 本法人は、事務所を京都市下京区中堂寺粟田町93番地 京都リサーチパーク6号館に置く。

## 第2章 目的及び事業

本法人は、ヒューマンインタフェースに携わる者、ヒューマンインタフェースに関心のある者、及びヒューマンインタフェースを利用する一般消費者等を対象として、学会誌の発行、シンポジウムや研究会の開催、セミナーや講演等による教育・研究活動事業、他学会との研究交流やヒューマンインタフェースに関する研究等を行うことを通して、人にとって使いやすく分かりやすいヒューマンインタフェースの普及をはかり、安全で安心な社会の実現、学術文化の向上発展に資することを目的とする。尚、ヒューマンインタフェースとは、人と技術の関わりを対象に、その技術の設計・実現・評価、そして、これを利用する人の生理・認知・心理・文化・社会的視点からの科学、及び、これらを取り巻く主要な事象を扱う学問分野である。

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) ヒューマンインタフェースに関するシンポジウム・研究会・セミナー等の開催
- (2) ヒューマンインタフェースに関する機関誌及び図書 of 刊行
- (3) ヒューマンインタフェースに関する研究及び調査
- (4) 優れた研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

第5条 本法人の会員は次の7種とし、正会員と一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2) 一般会員 本法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 学生会員 大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4) 賛助会員 本法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5) 購読会員 本法人の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6) 名誉会員 本法人の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7) シニアアソシエート 総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

第6条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員として入会しようとする者は、別に定める会員の種別を記載した入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 一般会員、賛助会員、購読会員の入会については、特に条件を定めない。
3. 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となる。名誉会員となる

場合、正会員としての身分を併せて継続することができる。

5. シニアアソシエートに推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもってシニアアソシエートとなる。シニアアソシエートとなる場合、正会員としての身分を併せて有することができる。

第8条 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員になるものは、総会で別に定める入会費を納入しなければならない。

2. 正会員、一般会員、学生会員、賛助会員及び購読会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員は、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

4. シニアアソシエートは、入会費及び会費を納めることを要しない。ただし、新たに正会員としての身分を併せて有する場合は、第1項の入会費を納入しなければならない。また、正会員としての身分を継続して有する場合は、第2項の会費を納入しなければならない。

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 賛助会員もしくは購読会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本法人の会員として会費納入を2年以上怠り、催促してもそれに応じない場合

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上24名以内(うち会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監事 2名

第14条 理事及び監事は、社員の中より総会にて選任する。

2. 理事と監事は相互に兼ねることができない。
3. 役員を選任については別に規程を定める。

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行することができる。

監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 本法人の役員任期は2年とする。ただし、原則として連続して4年を越えないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合にかぎり、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会における理事現在数の3分の2以上の議決により、

監事は総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを解任する。この場合、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条 本法人には、評議員を置く。

2. 評議員は、理事会の推薦する者を会長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織して会長の諮問に応じ本法人の事業の遂行について会長に助言する。また必要がある場合には、自ら会長に助言する。
4. 評議員の任期については第16条の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 本法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て必要な委員会を置くことができる。委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第21条 本法人の事業に関する事務処理等については以下のように定める。

- (1) 本法人の事務を処理するために、所要の職員を置く場合には予め理事会にはかり、会長が雇用契約を行うものとする。
- (2) 本法人の事務処理に関する業務の一部を外部へ委託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務委託契約を行うものとする。
- (3) 本法人が外部から業務を受託する場合には、予め理事会にはかり、会長が業務受託契約を行うものとする。

## 第5章 会議

第22条 会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

第23条 総会は社員をもって構成する。

第24条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。  
臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 総会は監事からの招集を除き会長が招集する。請求により臨時総会を開くときは請求のあった日から1ヵ月以内にこれを開催しなければならない。

2. 総会の招集は、少なくとも10日前までに、その会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第26条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は会議のつど出席社員の互選で定める。

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、本法人の運営に関する重要事項

第28条 総会は、社員の現在数の10分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

2. 総会における議決事項は、第25条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
3. 総会の議事は、この定款に別段定めがある場合を除くほか、出席した正会員及び一般会員の議決権を平等に扱い、その総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第30条 理事会は、毎年4回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、会長はその請求の日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は出席理事の互選による。

3. 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

第32条 評議員会の構成と運営については理事会において別に細則を定める。

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

3. (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

第34条 本法人の資産は次のとおりとする。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 入会金及び会費

(3) 資産から生ずる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) 寄付金品

(6) その他の収益

第35条 本法人の資産は特定非営利事業に関する資産のみとする。

第36条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第37条 本法人の会計区分は、特定非営利事業に関わる会計のみとする。

第38条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第40条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第42条 本法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、会員の異動状況書とともに、監事の意見書を付け、理事会の承認を経て、総会の承認議決を得なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第44条 予算をもって定めるもののほか、本法人が資金の借入その他新たな義務の負担が発生する場合は、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

第45条 本法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類、その他当該、その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、本法人の解散は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第47条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会における出席者数の4分の3以上の議決を経て法11条第3項に掲げるもののうちに譲渡するものとする。

## 第8章 公告の方法

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 補則

第49条 この定款の施行についての規程は、理事会の決議を経て別に定め、総会に報告する。

附則1 この定款は本法人の設立の日から施行する。

附則2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

附則3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成18年通常総会の日までとする。

附則4 本法人の設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、本法人の成立の日からその年の12月31日までとする。

附則5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### 正会員

- (1) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

### 一般会員

- (2) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 6,000円

### 学生会員

- (3) ・ 入会金 2,000円
- ・ 年会費 3,000円

### 賛助会員

- (4) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 30,000円/口(1口以上)

### 購読会員

- (5) ・ 入会金 0円
- ・ 年会費 12,000円

但し、任意団体ヒューマンインタフェース学会の会員については入会金を免除する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

# 入会案内

## 会員の種類

本会の会員は次のとおりです。

- (1)正会員:本会の目的事業範囲において、専門の学識又は相当の経験を有する個人
- (2)一般会員:本会の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3)学生会員:大学及び大学院又はこれに準ずる学校の在学学生
- (4)賛助会員:本会の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
- (5)購読会員:本会の機関誌を定期的に購読する個人または団体
- (6)名誉会員:本会の目的事業範囲において、正会員の内で特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
- (7)シニアアソシエート:総会で別に定める基準を満たす正会員経験者で、理事会の議決を経て推薦された者

## 会員特典

当学会の正会員・一般会員・学生会員には、次の特典があります。

- ・学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。オンラインにて過去の学会誌を閲覧可能です。
- ・論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(オンラインジャーナル)。また、過去の論文誌掲載論文全てオンラインで閲覧可能です。11月に当年1年分の掲載論文が収録されたCD-ROMを配布します。
- ・本学会の論文誌へ論文投稿が可能です。  
本学会の開催するシンポジウム、セミナーへの参加が会員価格で参加可能です。
- ・研究会購読をお申し込みされた場合は研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。また、研究会への参加が無料となります。
- ・正会員・一般会員は総会に出席して議決権を行使できます。

当学会の購読会員には、次の特典があります。

- ・学会誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(冊子)。
- ・論文誌を2月・5月・8月・11月の年4回発刊(CD-ROM)。
- ・研究会で発表された論文を収録したCD-ROMを1年に1回送付。
- ・購読会員Bはシンポジウム論文集(DVD-ROM)をシンポジウム開催後、送付。

賛助会員の特典は、会費口数に応じて、次のようになっています。

- ・学会HPへの掲載およびリンク
- ・シンポジウムの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- ・セミナーなどの聴講の会員扱い……………1口あたり1名
- ・学会誌の無料入手……………1登録あたり1冊
- ・研究会資料の無料入手……………1登録あたり1冊

## 入会金

2,000円(入会時初回のみ。購読/賛助会員は不要)

## 年会費

会員種別	年会費	送付資料
正会員・一般会員	8,000円	学会誌, 論文誌(電子版)
	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
	17,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌
	21,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌
学生会員	3,000円	学会誌, 論文誌(電子版)

	7,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 国際学術雑誌
	16,000円	会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), 国際学術雑誌
購読会員A	12,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)
購読会員B	20,000円	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版), シンポジウム論文集
賛助会員	30,000円 / □	学会誌, 論文誌(電子版), 研究報告集(電子版)

※2014年1月1日より正会員・一般会員の年会費が変更されました。

## | 入会申し込み方法

- FAX, 郵送の場合: 入会申込書 [word] [pdf], に必要事項をご記入いただき、事務局までお送り下さい。
- オンライン登録

オンライン会員登録

## | その他注意事項

本学会の会計及び事業年度は毎年1月～12月となり会員は一年分前納を原則とします。  
 年度の途中で入会される場合も、当該年度分の会費を納入が必要となります。  
 この場合、学会誌は当該年度の第1号(2月号)からお送り致します。

### 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入(名刺ホルダー)		
年 月 日	令和 8 年 1 月 7 日	金 額	365 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	731 円	1/2 %	365 円

# 領 収 書

領収書管理NO. 0264650201  
注文番号 ADMYSLON

発行日：2026年 1月 8日  
領収日（最終出荷日）：2026年 1月 7日

良知駿一事務所 様

領収金額（税込） **¥3,747-**  
うち消費税等 ¥340-

但し アスクル商品代金（クレジットカード決済）

上記の金額 正に領収いたしました。

東京都工業登記簿第3-2-3  
アスクル株式会社  
登録番号T5010601030357

内訳	数量	単価 (税込)	金額 (税込)
トイレットペーパー オリジナルトイレットロールリサイクル100-ダ	2	460	920
キングジム 名刺ホルダー A4判30穴ファイル用リフィル 名刺ボケ	1	731	731
アスクル ゴミ袋 半透明 エコノミー 高密度 30L 厚さ0.012mm 再生	1	296	296
液体ブルーレットおくだけ除菌EXトイレットタンク芳香洗剤剤 スーパー	1	1,223	1,223
アスクル ゴミ袋 乳白半透明 エコノミー 高密度 10L 厚さ0.012mm	1	178	178
水の激落ち超厚ウエット1パック (40枚：20枚入×2)	1	397	397

[軽] は軽減税率（8%）対象商品です。

10%	3,747円	うち消費税等	340円
8% [軽]	0円	うち消費税等	0円
8%	0円	うち消費税等	0円
非課税	0円	うち消費税等	0円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和8年1月8日	金額	5,900円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

利用票 参照

①東海道新幹線

浜松—静岡往復

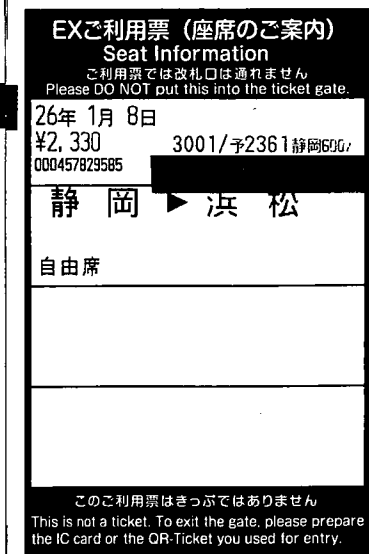
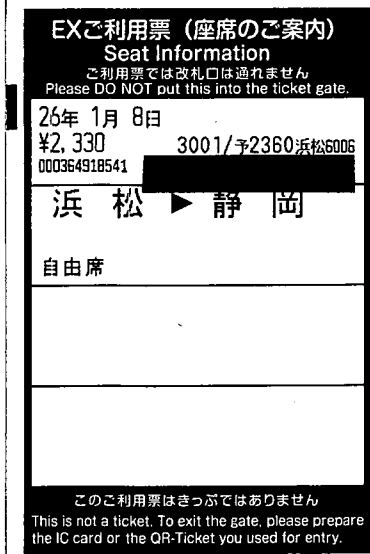
2,330円×2=4,660円

②遠鉄バス

聖隷三方原病院—浜松駅往復

620円×2=1,240円

①+②=5,900円



車内改札の際は、このご利用票を提示してください。  
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を提示させていただきます。

車内改札の際は、このご利用票を提示してください。  
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を提示させていただきます。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,900円	100%	5,900円

支払証明書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

(整理番号 1-4)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
令和8年1月8日		
議員氏名 良知駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金額(円)
遠鉄バス	聖隷三方原病院ー浜松駅	620
遠鉄バス	浜松駅ー聖隷三方原病院	620

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	ゼンリン住宅地図(天竜区) 購入		
年月日	令和8年1月9日	金額	26,950 円

目的	地元が記載されている地図を購入するため。
使途	購入代
政務活動・ 県政との 関連性	政務の様々な活動で必要となる基礎的な資料である。 今回購入した地図は、選挙区の再編に伴い増加したエリアのものである。
<<領収書貼付枠>> 別添 納品書・領収書 参照	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	53,900 円	1/2 %	26,950 円

## 領収書

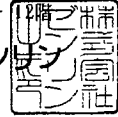
良知 駿一

様

領収額合計

¥53,900 - (消費税等込み)

ゼンリン公式オンラインショップ  
ZENRIN Store  
〒101-0063  
東京都千代田区神田淡路町  
ワテラストワー



株式会社ゼンリン

登録番号：T5290801002046

但し 商品代金

お支払い日 2026年1月9日

支払方法 クレジットカード

受注番号

ご注文日 2026年1月7日

上記の金額正に領収致しました。

## 【内訳】

消費税率：10.00%

商品名	単価(税抜)	数量	金額
[22137A101] 住宅地図 B4判 浜松市天竜区1(天竜・春野・龍山) 202305 ファイル版(36穴バインダー用)	19,000	1	19,000
[22137B101] 住宅地図 B4判 浜松市天竜区2(佐久間・水宿) 202305 ファイル版(36穴バインダー用)	14,000	1	14,000
[B35000100] B4判専用 布製・36穴バインダー(通常)	8,000	2	16,000
小計			49,000
送料(税抜)			0
代引き手数料(税抜)			0
合計(税込)			53,900
クーポン割引			0
ポイント割引			0
税抜金額合計			49,000
消費税額合計			4,900
総計			53,900

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。  
※お払い・領収払いの場合、なお支払日・領収日・領収日付が記載されます。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	スマートフォン通信料		
年 月 日	令和7年11月1日～令和7年11月30日	金 額	2,372 円

目 的	政務活動を伴う通信費
使 途	スマートフォン通信料 (2025年11月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,745 円	1/2 %	2,372 円

# 入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座



(全26件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 残高

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2026年01月13日分	77,653円			出金	ｽﾀｰﾎﾞﾂﾞﾖｻ	[編集] 1 - 7 ✓
003	2026年01月13日分	4,745円			出金	ﾄﾞﾚｯﾄﾞ	[編集] 1 - 6 ✓
001	2026年01月23日分	2,420円			出金	SMBC(特力)	[編集] 1 - 15 ✓
003	2026年01月27日分	60,450円			出金	SMBC(心外付)	[編集] 1 - 19 ✓
004	2026年01月27日分	39,204円			出金	初	[編集] 1 - 18 ✓

## ご利用代金明細書



お支払日 2026年1月13日

2025年12月21日 発行

## 良知 駿一様

お支払日	2026年1月13日 (火)
お支払い額合計	4,745 円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切り替え 日)	

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	
キャッシングサ ービス契約日	-年-月-日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。  
お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。

※口座振替金融機関の口座残高のご確認をお願いいたします。

株式会社NTTドコモ  
登録番号：T1010001067912

## ご利用内訳明細

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額 (貸付けの 金額※)	支払い 区分	今 回 回 数	お支払い金額	摘要
良知 駿一様 ご利用分		(dカード/iD)				
2025/11/30	ドコモご利用料金/iD 12月分	4,745円	1回払		4,745円	
お支払い金額合計					4,745円	

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
◆ [REDACTED]		ご利用期間 (11/1~11/30)	
◇基本使用料等 (計) 2,980	2,980	ギガライト2	合 算
	2,850	(内訳) ギガライト2	
	-170	(内訳) dカードお支払割	
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	0.8GB
			合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,330	600	Xi通話料	合 算
	30	Xi・SMS通信料	11月ご利用分
	700	5分通話無料オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 4	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額 (計) 431	431	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 4,745	4,745	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、11月末で	24年11か月となりました。
		○ご利用料金に対する獲得ポイントはdポイントクラブ	サイトの「ポイント獲得・利用履歴」か
		らご確認ください。	

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	chatGPT Plus の利用		
年月日	令和 7 年 11 月 26 日～12 月 26 日	金額	1,793 円

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● chatGPT を活用して政務活動を効率化する</li> <li>● chatGPT の利用をとおし、行政における活用について研究する</li> </ul>
用途	使用料
政務活動・ 県政との 関連性	chatGPT を活用して日常の政務活動の効率を上げるとともに、行政分野における chatGPT の活用が業務の生産性や行政サービスの向上に繋がられるか研究・検討する。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 (ドル建て) クレジットカード明細書 参照	
クレジットカードの口座引落しの原本は 8 年 1 月 整理番号 1 - 6 添付	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,587 円	1/2 %	1,793 円

# ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。  
良知 駿一様の  
ご利用明細をご案内申し上げます。

発行日 令和 8年 2月 7日

お支払日 令和 8年 1月13日

株式会社静岡銀行  
〒424-0886  
静岡市清水区草薙1丁目13番10号

当月お支払合計額	当月ご請求額	77,653円
77,653円	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	77,653円

カード名称

会員番号

金融機関名

支店名

## リボ払いのご案内

返済方式

返済コース

手数料率

手数料方式

お問い合わせ先  
しずぎんクレジットカードセンター  
TEL : 0120-540054

## ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				77,653				

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます場合があります。



# Receipt



Invoice number 9AEEFDEC-0032  
Date paid November 26, 2025

OpenAI, LLC  
1455 3rd Street  
San Francisco, California 94158  
United States  
ar@openai.com  
JP TRN T4700150127989

Bill to  
SHUNICHI RACHI  
〒431-1304  
静岡県  
浜松市浜名区  
細江町中川7172-698  
ラトゥール101  
Japan

## \$22.00 paid on November 26, 2025

Description	Qty	Unit price	Tax	Amount
ChatGPT Plus Subscription (per seat) Nov 26 – Dec 26, 2025	1	\$20.00	10%	\$20.00
Subtotal				\$20.00
Total excluding tax				\$20.00
JCT - JAPAN (10% on \$20.00)				\$2.00 (¥313)
Total				\$22.00
Amount paid				\$22.00

## Payment history

Payment method	Date	Amount paid	Receipt number
[REDACTED]	November 26, 2025	\$22.00	2914-1981-4179



良知 駿一 様

2025年11月ご請求金額 (2025年10月ご利用分)

ご利用内容	ご利用金額 (円)	備考
ご利用分	4,822	プラン契約期間20ヶ月目
基本料	4,380	10/1~10/31
ユニバーサルサービス料	3	
電話リレーサービス料	1	
消費税等 (10%)	438	課税対象額 4,384円

端末代金など一部料金の適格請求書は当書面ではなく、提供方法が異なります。







# 電気ご使用量のお知らせ

2025年11月分

2025年11月14日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

他契約の検針票へ切り替える場合はこちら→

良知 駿一様

お客さま番号 [REDACTED]	日程 11	供給地点特定番号 [REDACTED]
契約種別 おとくプラン	契約容量 50A	力率
ご使用場所 静岡県 浜松市 浜名区 細江町 中川 7172-698 ラトゥール 101		

ご請求額 <b>6,450円</b> (うち消費税等相当額 586円)
電気のご使用量 <b>181kWh</b> (日数: 30日間)
【参考: 前年同月の情報】
・ご使用量 169kWh
・日数 31日

検針日 11月14日	ご使用期間 10月15日~11月13日	ご使用日数 30日
---------------	------------------------	--------------

ご請求額	6,450円
(うち消費税等相当額)	586円
【ご請求額内訳】	
基本料金	1,605円 70銭
電力量料金 1段料金	2,655円 60銭
2段料金	1,622円 60銭
(うち燃料費調整額)	168円 33銭
おとく割	-153円 00銭
再工業発電促進賦課金	720円
【再掲】 託送料金相当額	1,817円
(うち各種負担金相当額)	10円 86銭

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数31日)
181kWh	169kWh

計器番号128 第1計器		
当月指示数	17303.5	
前月指示数	17122.4	
差引	181.1	

翌月 (12月分) のご案内	検針日	12月12日
	ご使用期間	11月14日~12月11日
	燃料費調整単価(税込)	0円86銭/kWh

当月燃料費調整単価 (税込)	0円93銭/kWh
再工業発電促進賦課金単価 (税込)	3円98銭/kWh

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入(テプラテープ)		
年 月 日	令和 8 年 1 月 15 日	金 額	433 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	867 円	1/2	433 円
		%	

# 領 収 書

領収書管理NO. 0265479601  
注文番号 ADNARKBO

発行日：2026年1月16日  
領収日（最終出荷日）：2026年1月15日

良知駿一事務所 様

領収金額（税込） **¥3,451-**  
うち消費税等 ¥313-

但し アスクル商品代金（クレジットカード決済）

上記の金額 正に領収いたしました。

東京都江東区豊洲2-3-3  
アスクル株式会社  
登録番号T5010601030357

内訳	数量	単価（税込）	金額（税込）
テプラ TEPPA PRO【純正】テープスタンダード 幅12mm 白ラベル	1	867	867
トンボ鉛筆【筆之助】筆ペン 慶弔ツインS（墨色/うす墨） GCD-121	1	192	192
ミュージックハンドソープ オリジナル 大型詰替450ml	1	522	522
ムトウユニパケット 紙封筒 長3 下弁なし 1袋（100枚入） 59020	2	620	1,240
ティッシュペーパー 150組（5箱入） オリジナルティッシュスマート	1	630	630

[軽] は軽減税率（8%）対象商品です。

10% 3,451円 うち消費税等 313円  
8% [軽] 0円 うち消費税等 0円  
8% 0円 うち消費税等 0円  
非課税 0円 うち消費税等 0円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和8年1月16日	金額	5,900円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・ <b>地元要望活動調査</b> ・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査(知事申し入れ)
使途 (該当項目に丸印)	<b>交通費</b> ・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

利用票 参照

①東海道新幹線

浜松ー静岡往復

2,330円×2=4,660円

②遠鉄バス

聖隷三方原病院ー浜松駅往復

620円×2=1,240円

①+②=5,900円

<p>EXご利用票 (座席のご案内) Seat Information ご利用票では改札口は通れません Please DO NOT put this into the ticket gate.</p> <p>26年 1月16日 ¥2,330      3001/予2362浜松6203 000253875362</p> <p>浜松 ▶ 静岡</p> <p>自由席</p> <p>このご利用票はきっぷではありません This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.</p>	<p>・車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。 ・記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。</p>	<p>EXご利用票 (座席のご案内) Seat Information ご利用票では改札口は通れません Please DO NOT put this into the ticket gate.</p> <p>26年 1月16日 ¥2,330      3001/予2363静岡6006 000343829640</p> <p>静岡 ▶ 浜松</p> <p>自由席</p> <p>このご利用票はきっぷではありません This is not a ticket. To exit the gate, please prepare the IC card or the QR-Ticket you used for entry.</p>
--	--	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,900円	100%	5,900円

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 1 - 1 2 )

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
令和8年1月16日		
議員氏名 良知 駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
遠鉄バス	聖隷三方原病院ー浜松駅	620
遠鉄バス	浜松駅ー聖隷三方原病院	620

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

整理番号	1 - 13
------	--------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2026年1月分)		
年月日	令和8年1月1日～令和8年1月31日	金額	990円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》  
領収書参照

良知駿一様

しんぶん 赤旗  
領収書

2026年1月分

990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)  
日本共産党西部地区委員会  
〒433-8122  
浜松市中央区上島 2-13-17  
TEL 053-474-2145

8%対象	990円(税込)	消費税	73円
10%対象	0円(税込)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
1/22

扱券  
[Redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	990円	100%	990円
		/	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和8年1月23日	金額	560円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》  
利用証明書 参照

①三ヶ日—静岡  
2,580円—2,580円(還元額利用)  
=0円  
②静岡—浜松  
2,010円—1,450円(還元額利用)  
=560円  
①+②=560円

ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 三ヶ日 料金所(至) 静岡 26年 1月23日 12時39分 <hr/> 通行料金 ¥2,580- 還元額利用△ ¥2,580- 合計 ¥0- (ETCクレジット) 車種 1 ※合計の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A21601-239873-855723 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 静岡 料金所(至) 浜松 26年 1月23日 17時31分 <hr/> 通行料金 ¥2,010- 還元額利用△ ¥1,450- 合計 ¥560- (ETCクレジット) 車種 1 ※合計の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A21601-239887-759721 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	560円	100%	560円



# ご請求書（お引落のお知らせ）



良知駿一事務所 御中

2025年12月16日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

登録番号：T5010401008297

お客様番号 [REDACTED]  
請求書No. [REDACTED]  
締日 : 2025年12月分  
ご請求額（税込）：¥2,420-

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2026年01月23日

お引落口座： [REDACTED]

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

契約書	設置先名	良知駿一事務所	請求期間	2025/11/14~2025/12/15	伝票No.	KE000152697411				
製品名	IR-ADVC3520F-3	シリアルNo.	[REDACTED]	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー			204	204	0	0	1	2,000	2,000
2	カラープリント			3,264	3,264	0	0			
3	ブラック			73,642	73,506	1	135			
品名	カウンター保守料金									
		合算基本料金								
		MG期間延長割増	(10.00%)							200
<各種サービス料金合計>								料金合計（税抜）		2,200
								(10%対象		2,200
								消費税等		220)
								ご請求額合計		2,420

#...非課税または免税 / \*...軽減税率対象品目 / !...8%税率対象品目 / X...全額ご入金済 / r...一部ご入金済


### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2026年1月分)		
年月日	令和8年1月1日～令和8年1月31日	金額	400円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》  
領収証 参照



## 領収証

2026年 1月分

お問い合わせNo. [REDACTED]

( 9999 ) 0.00 ヲレ

(8%対象) 0 税 0円

(10%対象) 100 税 36円

品名(税別)	数量	金額	備考
三遠南信 Biz	1	400	

400

円

毎度ご購入、まことに有難うございます。上記の金額、正しく領収致しました。

朝刊配達スタッフ募集中！  
ご興味のある方は、是非ご連絡下さい！  
短時間で効率よく収入がアップします！  
男女問わず、幅広い年代が活躍中です！

(証券No. 9-2026/01/25 03:39:21)

浜松市北区細江町気賀2-1-6  
㈱中日新聞細江支店  
TEL: 020-169999  
FAX: 020-169999

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	/	400円
		100%	

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2026年1月分)		
年月日	令和8年1月1日~令和8年1月31日	金額	8,780円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》  
領収証参照

#### 領収証(口座振替)

支店 区域 順路 No. 良知 駿一 振  
01 042 013 XXXXXXXXXX 様

※は軽減税率対象です

銘	柄	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
※静岡新聞		1	3,980		8,780 円
※日本経済新聞朝刊		1	4,800		
10%対象 0 (内消費税 0) 8%対象 8,780 (内消費税 650)					2026 年 01 月分 領収致しました。(引落日) 2026 年 01 月 26 日

株式会社 ニュース細江  
浜松市浜名区細江町中川543



登録番号: T6080401019163

本店

053-522-0261

係

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,780円	/	8,780円
		100%	

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和8年1月分)		
年月日	令和8年1月1日～令和8年1月31日	金額	19,402 円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p> <p>令和7年5月 整理番号 5-7 参照</p> <p>口座引落しの原本は 8 年 1 月 整理番号 1 - 6 添付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	38,804 円	1/2	19,402 円
		%	

### 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <span style="border: 1px solid black;">事務所費</span> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (2026 年 2 月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	
口座引落しの原本は 8 年 1 月 整理番号 1 - 6 添付	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	60,450 円	1/2	30,225 円
		%	



月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
1/3	意見交換 (文化財保護・棚田サミット)	事務所—引佐町渋川地内 (往復)	41.2
1/4	意見交換 (文化財保護・地振興等)	事務所—滝沢町地内 (往復)	22.2
1/5	意見交換 (障がい者雇用)	事務所—元城町地内 (往復)	24.0
1/6	意見交換 (中山間地振興)	事務所—引佐町横尾地内	7.5
1/6	要望活動	引佐町横尾地内—引佐町の場 地内—事務所	24.3
1/7	要望活動	事務所—北行政センター (往復)	9.2
1/10	意見交換 (消防団)	事務所—中央区板屋町地内 (往復)	26.5
1/10	意見交換 (農産物生産)	事務所—三ヶ日町三ヶ日 (往復)	31.9
1/14	要望活動	事務所—浜松河川国道事務所 (往復)	29.6
1/14	意見交換 (消防団)	事務所—細江町中川地内 (往復)	2.1
1/15	要望活動	事務所—豊保地内	13.4
1/15	要望活動	豊保地内—静岡県浜松総合 庁舎	21.7
1/15	県政報告 (会議冒頭にて)	静岡県浜松総合庁舎—中央 区東伊場地内—事務所	21.7
1/18	意見交換 (地域振興)	事務所—三ヶ日町三ヶ日地 内 (往復)	31.7
1/23	要望活動	事務所—三ヶ日支所	15.6
1/23	政調ヒアリング	三ヶ日支所—県庁—事務所	177.0
1/24	県政報告 (会議冒頭にて)	事務所—細江町中川地内 (往復)	2.1
1/28	要望活動	事務所—静岡県浜松総合庁 舎 (往復)	25.1
1/29	意見交換 (保育制度)	事務所—中央区根洗町地内 (往復)	2.0
1/29	意見交換 (地域産業)	事務所—中央区半田山地内 (往復)	15.3
合 計			544.1

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 8 年 1 月 30 日	金 額	5,900 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・ その他調査 ( )
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

利用票 参照

①東海道新幹線

浜松—静岡往復

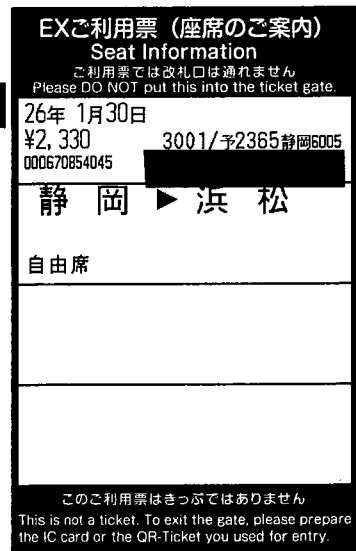
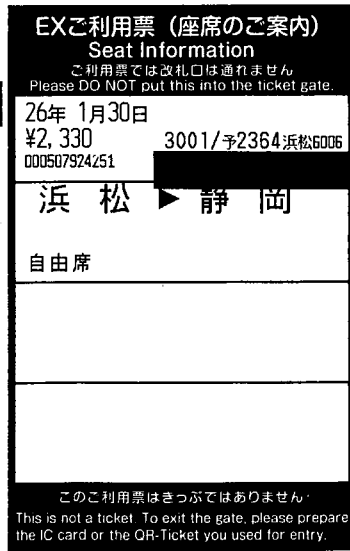
2,330 円×2=4,660 円

②遠鉄バス

聖隷三方原病院—浜松駅往復

620 円×2=1,240 円

①+②=5,900 円



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,900 円	100 %	5,900 円

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 1-21)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
令和8年1月30日		
議員氏名 良知 駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
遠鉄バス	聖隷三方原病院—浜松駅	620
遠鉄バス	浜松駅—聖隷三方原病院	620

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	電子情報通信学会年会費		
年 月 日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	金 額	13,000 円

会の趣旨・目的	電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術 および関連事業の振興に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	イ. 機関誌の発行 ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催 ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究 ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定 ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰 ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業 ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行 チ. その他目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	技術を伴った施策を提言するには常に最新の情報を知っておく必要がある。情報システムの幅広い知見を仕入れるに当たり、当学会への入会は有効であると考え。
<領収書貼付枠> 別添 領収書 参照  2025 年度基本年会費：13,000 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,000 円	/	13,000 円
		100%	



# 一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 10 月 18 日臨時社員総会変更)

(平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会変更)

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、「**本会**」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
  - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
  - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
  - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
  - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
  - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
  - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
  - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者
- ロ. 正 員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生会員 電子工学および情報通信に関係ある課程を置く学校で、この課程を履修する在学生会、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在学生会は正員もしくは学生会員となることができる。
- ニ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ホ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「**正員等**」という。）総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「**法人法**」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）
3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、毎年 3 月までに実施することとし、代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任および解任（法人法第 63 条および第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
  - イ. 法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
  - ロ. 法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
  - ハ. 法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
  - ニ. 法人法第 50 条第 6 項（社員の代理権証明書面等の閲覧等）の権利
  - ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項（議決権行使書面の閲覧等）の権利
  - ヘ. 法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利
  - ト. 法人法第 229 条第 2 項（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）の権利
  - チ. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項（合併契約等の閲覧等）の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において名誉員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第7条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- イ. この定款その他規則に違反したとき
  - ロ. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- イ. 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
  - ロ. 全ての会員が同意したとき
  - ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき
  - ニ. 成年被後見人または被保佐人になったとき
2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

第12条 会員は、退会または除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
- ロ. 理事および監事の選任又は解任
- ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- ニ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ホ. 定款の変更
- ヘ. 解散および残余財産の処分
- ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - イ. 会員の除名
  - ロ. 監事の解任
  - ハ. 定款の変更
  - ニ. 解散
  - ホ. その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上30名以内
- ロ. 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を次期会長、4名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および次期会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 会長および次期会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

- 第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 会長、次期会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
  4. 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### (理事の職務および権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長および次期会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
  3. 会長、次期会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務および権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  3. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

- 第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (競争利益相反取引の制限)

- 第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- イ. 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - ロ. 自己または第三者のためにする本会との取引
  - ハ. 本会が理事の債務を保証すること
  - ニ. その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

#### (役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

- 第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第31条 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (職務と権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- イ. 本会の業務執行の決定
  - ロ. 理事の職務の執行の監督
  - ハ. 会長、次期会長および他の業務執行理事の選定および解職
  - ニ. 規則の制定、変更および廃止
  - ホ. 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

#### (招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集し、議長を務める。
  3. 会長あるいは前項次期会長（招集権者）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
  4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

#### (決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長、次期会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産および会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

- 第38条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告  
ロ. 事業報告の附属明細書  
ハ. 貸借対照表  
ニ. 損益計算書（正味財産増減計算書）  
ホ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

- 第39条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余財産の帰属)

- 第42条 本会が清算する場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会等

- 第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にツサイエティ（以下、委員会等という）を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 本会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補則

(委任)

- 第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第23条および第26条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会 長：安田 浩  
業務執行理事：吉田 進、中嶋信生、北山研一、喜連川優、間瀬憲一、江村克己、西原明法、太田直久、小林岳彦、今井 浩、斎藤 洋、澤田 寛、本島邦明、荒川 薫、佐々木繁、酒井善則、持田侑宏、三木哲也、貴家仁志、山本博資、萩本和男、田中良明、小山二三夫、荒木純道、石田 亨、萩田紀博

- 監 事：村上篤道、木戸出正継
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条第2項から第7項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

## 附 則

1. 本定款の変更は、臨時社員総会（平成24年10月18日）の終結後、施行する。

## 附 則

1. 平成28年6月2日定時社員総会における本定款の変更は、同定時社員総会の終結後、施行する。

TOP > 個人会員年会費等について

## 個人会員年会費等について

### 年会費一覧（当年4月～翌年3月）

会員種別	入会金	基本年会費 (1つのソサイエティ登録費を含む)	追加ソサイエティ登録費	購読オプション費 大会講演論文・国際会議講演論文（オンライン版）
正員	2,600円 <sup>*1</sup>	13,000円 <sup>*2</sup>	3,500円	3,850円
学生員	0円	3,000円 <sup>*3</sup>	2,000円	3,850円
ジュニア会員	0円	0円	0円	3,850円

<sup>\*1</sup>入会金免除：関連学会（電気学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会、日本機械学会、大韓電子工学会）に在籍の方は、入会申請時に在会証明書（PDF）を提出することで、本会入会金が免除となります。

<sup>\*2</sup>20代で初めてご入会いただいた正員の方は、年度年齢が29歳までの間、年会費を10,000円といたします。

<sup>\*3</sup>2025年度から学生員年会費は3,000円となりました。

### 年会費に関する各種割引制度

制度名	概要
入会金免除	電気学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会、日本機械学会、大韓電子工学会のいずれかに在籍し、入会申請時に在会証明書（PDF）を提出された方は、入会金が免除されます。
若手サポート年会費割引	20代で初めてご入会された正員の方は、年度年齢が29歳までの間、年会費が10,000円になります。
お帰り復会制度	学生員で退会後、29歳までに正員として再入会される場合、初年度と2年目の年会費が昇格割引と同額となり、入会金も免除されます。
昇格割引	学生員（博士課程を除く）から正員に昇格された方は、昇格後2年間、年会費が半額免除されます。
長期継続割引	20年、30年、40年と継続在籍されている方に対し、それぞれ21年目以降2%、31年目以降3%、41年目以降4%の基本年会費割引が適用されます。
会費減額	65歳以上かつ継続在籍20年以上で、年金以外の収入がない方が11月末までに申請された場合、理事会承認の上、翌年度から基本年会費が3,000円に減額されます（マイページより申請可）。
会費免除（終身会員）	70歳以上で、年齢と在籍年数の合計が110に達した方が11月末までに申請された場合、理事会承認の上、翌年度から年会費が免除されます。該当者には終身会員証を発行します。会誌（冊子体）は希望者に年額3,000円で提供されます。
罹災割引	災害罹災や特別な事情がある場合、理事会の承認により、年会費等の減額または免除が行われる場合があります。

### 支払い方法

#### ①銀行振込

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ラジオ出演 (浜松エフエム放送株式会社/KENGI DE Night!)		
年月日	令和8年1月1日~令和8年1月31日	金額	35,165円

目的	県政について広報する
使途	出演料
政務活動・ 県政との 関連性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書・振込明細 参照  ①番組料金 35,000円 ②振込手数料 165円  ①+②=35,165円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	35,165円	/	35,165円
		100%	

## 振込・振替取引の履歴

振込先を登録する場合は、「振込先の登録」ボタンを押して下さい。  
お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

## | 処理状況

処理済み

受付番号 [REDACTED] 付日時 2026年02月11日 20時39分 取引方法 ブラウザ

## | 取引内容

引落口座 [REDACTED]

金融機関名 ハマツワツツキ

支店名 杉戸

科目 普通預金

口座番号 698431

振込・振替先口座

受取人名 ハマツワエムホウソウ(カ)

金額 35,000円

引落合計金額 35,165円 (税込手数料165円)

指定日 02月11日

振込依頼人名 杉戸 〇〇〇

振込先の登録

取消確認

戻る





## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・(人件費)		
内 容	事務員雇用 (令和8年1月分)		
年 月 日	令和8年1月1日～令和8年1月31日	金 額	101,616 円

目 的	政務活動を補助する職員雇用		
使 途	1月分給与		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> 二人分 別添 雇用実績表 給与支払い明細書 参照  ①給与+通勤手当 $81,138 \text{ 円} \times (34 \text{ h} / 66 \text{ h}) = 41,798 \text{ 円}$ (政務活動費充当分)  ②給与+通勤手当 $103,892 \text{ 円} \times (49.5 \text{ h} / 85.5 \text{ h}) = 60,148 \text{ 円}$ (政務活動費充当分) ③雇用保険料 $571 \text{ 円} \times (49.5 \text{ h} / 85.5 \text{ h}) = 330 \text{ 円}$ (政務活動費充当分) 【合計】 ①+②-③=101,616 円 (政務活動費充当分)			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	101,616 円	/	101,616 円
		100%	

給与支払明細書

令和 8年 1月分

氏名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
79,200 円	1,938 円	81,138 円	0 円	0 円	0 円	81,138 円
					受領印	
					受領日	2月12日

給与支払明細書

令和 8年 1月分

氏名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
102,600 円	1,292 円	103,892 円	0 円	571 円	571 円	103,321 円
					受領印	
					受領日	2月0日

雇用実績表

1月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容	
			うち政務活動業務時間数	
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月	3.5	2	スケジュール管理 政務調査 書類整理
6	火	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話応対
7	水	3.5	2	支出証拠書作成 資料作成 政務調査
8	木	3.5	2	郵便物共有作業 支出証拠書作成 来客応対
9	金	3.5	2	政務調査 電話応対
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	3.5	2	政務調査 書類整理 電話応対
14	水	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査
15	木	3.5	2	政務調査 書類整理 電話応対
16	金	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査
17	土			
18	日			
19	月	3.5	2	郵便物共有作業 政務調査 スケジュール管理
20	火	3.5	1.5	政務調査 電話応対
21	水	3.5	2	書類整理 政務調査 電話応対
22	木	3.5 有休2h	1	政務調査 電話応対
23	金	3.5	2	資料作成 政務調査 電話応対
24	土			
25	日			
26	月	3.5	2	郵便物共有作業 政務調査
27	火	3	0.5	政務調査
28	水	3.5 有休1.5h	1	スケジュール管理 政務調査 電話応対
29	木	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査
30	金	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話応対
31	土			
計		66	34	

上記のとおり雇用したことを証明する。

2026年 2月 2日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
 ①(B) [34時間00分] × 単価 [1,200円] = 40,800円  
 ②総支給額 [                      円 ] × (B) / (A) =                      円



雇用実績表

1月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月	4.5	2.5	政務調査 支出証拠書作成
6	火	4.5	3.5	資料作成 郵便物共有作業
7	水	4.5	2	資料作成 来客対応
8	木	4.5	2.5	資料作成 郵便物共有作業
9	金	4.5	3	資料作成 書類整理 郵便物共有作業
10	土			
11	日			
12	月			
13	火	4.5	1.5	郵便物共有作業 書類整理
14	水	4.5	2.5	書類整理 来客対応 電話対応
15	木	4.5	2.5	資料作成
16	金	4.5	2	書類整理 郵便物共有作業 電話対応
17	土			
18	日			
19	月	4.5	3	書類整理 資料作成 電話対応
20	火	4.5	4	政務調査 資料作成 郵便物共有作業
21	水	4.5	3	政務調査 資料作成 郵便物共有作業
22	木	4.5	2	資料作成
23	金	4.5	3	資料作成 郵便物共有作業 書類整理
24	土			
25	日			
26	月	4.5	4	郵便物共有作業 支出証拠書作成 政務調査
27	火	4.5	0.5	政務調査
28	水	4.5	2	政務調査
29	木	4.5	3	資料作成 書類整理
30	金	4.5	3	支出証拠書作成 政務調査
31	土			
計		85.5	49.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

2026年 2月 2日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) {49時間30分} × 単価 [1,200円] = 59,400円

②総支給額 [                      円 ] × (B) / (A) =                      円

